

平成 27 年度 事業計画

1 基本方針

公益財団法人北見市体育協会は、スポーツを通じ地域住民が心身ともに健康で明るい生活を送ることができるための、各種事業を行ってきました。

これからも、行政、地域、スポーツ関係団体、加盟団体等連携を深め、公益財団法人としての社会的責任を自覚し、スポーツ活動のよりよい環境を確保するため、加盟団体、行政及びスポーツ関係団体等と連携を深めながら生涯スポーツ、競技スポーツの振興・普及及び子どもたちにスポーツの感動を与える青少年スポーツ事業の推進に努めてまいります。

また、厳しい財政状況の中、自主財源の確保に向けた新規事業に取り組む一方で、公益財団法人への移行に伴い寄附税制上の優遇措置が図られることから、賛助会員（寄附者）の拡大に努めます。

2 重点目標

当協会の目的を達成するための従来の公益目的時様を実施するにあたり、次の事項を重点目標として取り組みます。

① これまでの事業を総合的に見直し、諸機関との連携又は協働する事業の実施

市民の様々なライフステージにおいて気軽にスポーツに親しめ、健康づくり・体力づくりが行われる機会の提供など、市民のスポーツ参加機会を拡充するため、常に事業の内容等を検証し、行政、地域、学校等と連携した事業に取り組みます。

② 指定管理施設の安定的な運営と利用者の拡大

指定管理施設である北海道立北見体育センター、北見市立体育センター及び市内 6 地区トレーニングセンターを安心・安全・安定した運営を行うとともに、生涯スポーツの拠点として利用者の拡大を図ります。

③ 自主財源確保の取組

賛助会員の増員や、各種スポーツ教室の参加料の見直し、受益者負担金の検討など、補助金に頼らない自主財源の確保に取り組み、各種事業の維持・展開を図ります。

【公益目的事業 1】

スポーツ指導者の養成や派遣等を通じ、競技力の向上及びスポーツの普及・振興のための事業を行う。

1 指導者養成事業(定款第4条第1項 第3号関係)

指導者養成等事業

北見市民のスポーツ活動支援要請に応え、各種指導者等を派遣するとともに、様々な分野で指導活動を行う者を対象に、専門家等を招き資質の向上等を目的とした講習会、研修会等を開催する。

2 大会派遣事業(定款第4条第1項 第1号関係)

北見市在住で、国民体育大会に北海道代表として参加する選手及び役員や、各種競技の世界大会等及び日本代表選考会等に参加する北見市にゆかりのある選手等に、助成金を交付する。

3 顕彰事業(定款第4条第1項 第5号関係)

北見市のスポーツ振興等に功績のあったものや、各種競技会等で優秀な成績を挙げた個人及び団体に対しその事績に応じて、「功労賞」「優秀賞」「有功賞」「奨励賞」及び「特別賞」を授与する。

4 スポーツ団体強化育成事業(定款第4条第1項 第3号 第4号関係)

加盟団体や地域のスポーツ団体等が、競技力の向上、指導者の養成及び選手の育成等を目的として行う講習会、研修会、大会等に経費の全部又は一部を助成する。

5 スポーツ情報の提供・広報活動(定款第4条第1項 第6号 第8号関係)

ホームページや体協情報等を活用し、スポーツ行事、市内体育施設の利用状況等の情報を提供する。

事業の公共性について (認定法第2条)

- 1 スポーツの振興、普及及び競技力の向上によってスポーツの底辺の拡大を図り、明るく活力ある、地域社会を形成することを目的としていることから、認定法第2条第1項第4号別表第9「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当する。
- 2 スポーツ指導や各地域のスポーツ団体等の支援を通じ、健康で明るい社会を形成することを目的としていることから、認定法第2条第1項第4号別表第19「地域社会の健全な運営確保に資することを目的とする事業」に該当する。

【公益目的事業 2】

青少年を対象としたスポーツ行事の開催や北見市スポーツ少年団を通じ、青少年の健全な育成、体力の向上等を図り、明るく健康な地域づくりを目指す。

1 スポーツ体験事業(定款第4条第1項 第1号 第7号関係)

小学生から中学生を対象にプロスポーツ選手等からの指導等を通じ、児童、青少年のスポーツへの関心を深める。

2 スポーツ少年団育成事業(定款第4条第1項 第1号 第3号 第7号関係)

スポーツ少年団及びこれからスポーツ少年団に加入しようとする団体を中心として、体力測定会や少年団交流会等を通じ、少年団の交流の場を提供するとともに、指導者の育成等を目的とした講習会、研修会等を開催する。

事業の公共性について (認定法第2条)

- 1 青少年スポーツの支援と子供を対象に行うスポーツ行事等は認定法第2条第1項第4号別表第7「児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業」に該当する。
- 2 青少年スポーツの振興を図り、明るく活力ある、地域社会を形成することを目的としていることから、認定法第2条第1項第4号別表第9「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当する。
- 3 各地域のスポーツ少年団活動の支援を通じ、健康で明るい社会を形成することを目的としていることから、認定法第2条第1項第4号別表第19「地域社会の健全な運営確保に資することを目的とする事業」に該当する。

【公益目的事業 3】

市民スポーツ大会、健康体力づくり等の事業開催及び支援、また指定管理者としてオホーツク圏の生涯スポーツの拠点である北海道立北見体育センターの管理運営を行うことにより、施設や立地条件等を活用した様々なスポーツ教室やスポーツ行事を通じ、地域住民の健康意識の向上、生涯スポーツの振興及び健全な地域づくりを目指す。

1 スポーツ大会等開催事業(定款第4条第1項 第1号 第4号 第8号関係)

北海道立北見体育センター及び各競技施設において各種大会を開催するとともに、競技団体が実施する市民体育祭の各種競技会に協賛し、広く市民にスポーツへの参加の機会を提供する。

2 スポーツ教室の開催(定款第4条第1項 第2号 第8号関係)

幼児、児童、親子、女性及び高齢者など対象別に各種スポーツ教室、講演会等を開催しスポーツに接する機会やスポーツ活動参加への動機付け、基本技術の習得及び健康体力づくり等の場を提供する。

3 健康体力づくり相談(定款第4条第1項 第6号 第8号 第9号関係)

北海道立北見体育センターの利用者を対象に、トレーニング機器の操作指導や健康体力づくり等の相談を受け、個々の能力に適したトレーニング方法を指導する。

4 施設の貸出(定款第4条第1項 第8号関係)

北海道立北見体育センターの設置目的を踏まえ、各種競技会大会、研修会、レクリエーション等に、アリーナ、講堂、研修室、トレーニング室の貸出を行う。

事業の公共性について (認定法第2条)

- 1 高齢者を対象とした健康増進のための事業は認定法第2条第1項第4号別表第4「高齢者の福祉の増進を目的とする事業」に該当する。
- 2 子供や親子を対象に行うスポーツ教室等は認定法第2条第1項第4号別表第7「児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業」に該当する。
- 3 生涯スポーツの振興を図り、明るく活力ある、地域社会を形成することを目的としていることから認定法第2条第1項第4号別表第9「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発展に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当する。
- 4 健康で明るい社会を形成することを目的としていることから、認定法第2条第1項第4号別表第19「地域社会の健全な運営確保に資することを目的とする事業」に該当する。

【その他の事業】

その他事業

北見市立体育センター等の管理運営業務(定款第4条第1項 第8号関係)

北見市の指定を受け、次の施設の管理運営を行う。

- ・北見市立体育センター
- ・北見市東地区市民トレーニングセンター
- ・北見市南地区市民トレーニングセンター
- ・北見市北地区市民トレーニングセンター
- ・北見市小泉地区市民トレーニングセンター
- ・北見市相内地区市民トレーニングセンター
- ・北見市上ところ地区市民トレーニングセンター